

令和7年9月8日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会

委員長 秋 山 實 利



意 見 書

地方独立行政法人広島市立病院機構の第3期中期目標期間終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づく広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第30条第1項の規定に基づく第3期中期目標期間終了時の検討については、別紙のとおりとすることが適当である。